

事業主の皆様へ 公正な採用選考を!

『公正な採用選考』を行う基本は、

- ・応募者に広く門戸を開くこと
- ・本人の持つ適性・能力以外のことを採用基準にしないこと にあります。

企業の皆様におかれては、特に就職差別につながるおそれのある下記の事項について、絶対に情報を収集することのないよう留意し、公正な採用選考への取り組みをお願いします。

本人に責任のない事項

- ①本籍・出生地に関する事
- ②家族に関する事(職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など)
- ③住宅状況に関する事(間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など)
- ④生活環境・家庭環境等に関する事

本来自由であるべき事項

- ①宗教に関する事
- ②支持政党に関する事
- ③人生観・生活信条などに関する事
- ④尊敬する人物に関する事
- ⑤思想に関する事
- ⑥労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ⑦購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

その他の事項

- ①身元調査などの実施
- ②全国高等学校統一応募用紙等がない事項を含んだ応募用紙の使用
- ③特に必要な場合を除く、採用選考時の健康診断の実施



- ①本パンフレットの内容についての問い合わせ先
群馬県産業経済部労働政策課

TEL 027 - 226 - 3402

- ②公正採用選考の指導・監督機関の連絡先
群馬労働局職業安定部職業安定課

TEL 027 - 210 - 5007



採用選考時に注意すること

企業などで従業員を採用するにあたっては、応募書類の提出時や採用面接の時など、多くの場面で就職差別に当たる事例が起こる可能性があります。

独自の応募用紙や面接の時の質問内容など、普段から何気なく行っていることが、知らず知らずのうちに人権侵害になってしまっていることもあります。

下記を参考に、改めて見直してみましょう！



チェックのポイントその1 「応募用紙と添付書類」

- ・ 申込用紙に「本籍」や「自宅周辺の略図」、「家族構成」、「家族の職業」、「購読新聞」や「尊敬する人物」などの欄はありませんか？
- ・ 添付書類として戸籍謄本や住民票などを提出させていませんか？



これらはすべて、就職差別につながります。もし、独自の応募用紙にこうした欄がある場合は、記載欄を削除するか、全国高等学校統一応募用紙等の使用に切り替えるなどし、戸籍謄本や住民票などは提出を求めないようにしてください。

チェックのポイントその2 「面接時の質問」

- ・ 「あなたの家の家業は何ですか」、「あなたの家は一戸建てですか」などの家族や資産に関する質問をしていませんか？
- ・ 「将来、どんな人になりたいと思いますか」、「あなたの愛読書は何ですか」などの思想や信条に関する質問をしていませんか？



面接の流れの中で面接官が何気なく質問したことでも、結果的に就職差別につながるおそれがあります。面接前に質問内容を決めておくなどし、このようなことがないようにしてください。

チェックのポイントその3 「健康診断・身元調査」

- ・ 採用前の段階で、必要性の低い「健康診断」を一律に、慣例的に実施していませんか？
- ・ 本人の生活環境や家族の状況等について、身元調査などを実施していませんか？



健康診断は、職務を遂行するうえで不可欠な能力を確認するのに必要な検査内容のもののみとし、その必要性についても十分に応募者に対して説明してください。

身元調査についても、「本人に責任のない事項」等の情報収集を行うことになるため、実施しないようにしてください。

上記のほか、採用選考時のチェックポイントについては、厚生労働省のホームページをご参照ください。

公正採用 チェックポイント [検索](#)

中小企業振興対策に対する令和7年度群馬県補助金の予算確保を 自由民主党群馬県支部連合会へ要望

吉田勝彦会長は10月8日(火)県議会庁舎において自由民主党群馬県支部連合会による政調懇談会に出席し、令和7年度群馬県に対する政策・予算要望を行った。

吉田会長は挨拶の中で、組合支援を柱に、省力化投資補助金の事務局を担い、県内企業の生産性向上や省力化のための投資を促進していくと述べ、特段の配慮を求めた。



意見交換で発言する吉田会長(手前)

続いて、本会大澤専務理事が、中小企業における課題として「価格転嫁」「人手不足・生産性向上」「中小企業組合の活性化・機能強化」「SDGsへの対応」「本会財政基盤の確立」を挙げるとともに、様々な課題の解決を目指す会員組合の活動状況を示し、令和7年度群馬県補助金の確保を要望した。

また、吉田会長は、行政に期待する政策として、中小企業へ仕事が発注されることが期待できる裾野の広い企業を誘致して欲しいと伝えた。

中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

補助率
1/2

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからの
お問い合わせ **03-4335-7595**

省力化製品に関わる
工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。